

公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ

令和元年 6 月 28 日

自由民主党行政改革推進本部
公益法人等のガバナンス改革検討チーム

1. これまでの経緯等

(公益法人制度について)

公益法人制度に関しては、明治 29 年の民法制定以来、抜本的な制度の見直しが行われておらず、時代の変化に対応した民間の公益活動が妨げられてきたこと、公益性の判断基準が不明瞭な中、営利法人類似の公益法人が多数設立され、税制上の優遇措置等を受けていたことなどが問題として指摘されていた。

自由民主党では、こうした状況を踏まえ、公益法人制度が抱える様々な問題の中核をなす主務官庁制の廃止を含めた、公益法人制度の抜本的改革に向けた議論を行い、平成 8 年以降累次にわたり提言を取りまとめ、行政改革プロジェクトチーム等から政府に対して申し入れを行った。これらを受け、政府において公益法人制度改革に向けた検討が進められ、平成 18 年には公益法人制度関連三法案が国会において可決されて成立し、平成 20 年 12 月 1 日から新たな公益法人制度が施行されるに至った。新公益法人制度は、公益法人の設立における主務官庁による裁量的な許可制度を廃止し、(1) 登記のみで一般法人の設立を認めた上、(2) 法定された公益認定基準に基づき民間有識者で構成される合議体の機関による公益認定の判断を行うほか、(3) 法人の各機関の役割と責任の法定化などの措置を盛り込んだものであった。こうした改革により、法人の自主的・自律的な運営が可能となり、民間の公益活動の活性化が図られた。

他方、新公益法人制度施行から 10 年が経過する中、公益法人の内部には株式会社における株主と同程度に法人運営に強い利害関係を有するステークホルダーが不在であるというガバナンス上の課題も指摘されている。近年では、公益法人における不祥事が複数発生しており、公益法人のガバナンスの機能不全が疑われる事態も生じている。公益法人は、税制優遇（公益法人に対する税制優遇の状況については、別紙 1 参照）を受けるに相応しいガバナンスが求められており、このような事態が生じていることについては、国民から厳しい批判を受けている。

(学校法人制度について)

学校法人制度については、戦後間もない昭和 24 年に公布された私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号、その後の改正を含む。）に基づく運営が長らく続けられてきたが、平成 16 年に行われた同法の改正により、学校法人の各機関の役割と責任を明確にするほか、財務情報に係る情報開示もなされるようになった。その後も私立学校法について数度の改正が行われ、平成 26 年には理事の忠実義務の明記や、所轄庁による監督権限の強化がなされるなど、継続的に制度の改善が図られてきた。

しかしながら、学校法人のガバナンスについては、公益法人や社会福祉法人等と比較しても、役員の実務執行を監督する仕組みが十分でないことなど、依然として多数の課題が残されている状況にある。近年では、公益法人と同様、学校法人においても複数の不祥事が発生しており、学校法人のガバナンスの機能不全が疑われる事態も生じている。学校法

人は、税制優遇（学校法人に対する税制優遇の状況については、別紙 1 参照）や国・地方公共団体等からの補助金を受けるに相応しいガバナンスが求められており、このような事態が生じていることについては、国民から厳しい批判を受けている。

2. 「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」における取組

このような中、新公益法人制度施行後 10 年の経過を機に、公益法人制度改革を再検証し、公益法人のガバナンスのあり方について検討するとともに、多くの課題が残されたままとなっている学校法人のガバナンスについても検証を行うことが、公益法人制度改革その他の行政改革を推進した党としての果たすべき役割であると考えられる。

公益法人等は、あくまで民間団体として自主的・自律的に運営されるべきものであるが、他方で、公益法人等は税制優遇や国や地方公共団体等からの補助金を受けていることから、そうした優遇を受けるに相応しいガバナンスが求められる（公益法人等に対する税制優遇の状況については、別紙 1 参照）。

こうした点も踏まえ、自由民主党行政改革推進本部「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」では、これまで 10 回にわたるヒアリングを実施し、公益法人等の制度や運用状況について検証を行ってきた。そして、それらの検証を踏まえ、本チームは、昨今問題視されている公益法人等のガバナンスの機能不全を予防・改善し、公益法人等の自律的な運営をより確かなものにするための方策として、下記 3. 及び 4. のとおり、公益法人に関する 10 の提言及び学校法人に関する 8 の提言を行う。

3. 公益法人制度に対する 10 の提言

（評議員・評議員会の職務等及び社員の人数について）

- ① 一定規模以上の公益財団法人に対し、1 名以上の独立評議員（公益財団法人と利益相反が生ずるおそれがない外部評議員であり、外部性・独立性の基準については下記⑥と同等とする。）の選任を義務付けること。独立評議員の選任が義務付けられる公益財団法人の規模については、例えば、下記⑦において提言する会計監査人の設置の義務付けと一致させることが考えられる。

（提言の趣旨）

公益財団法人におけるガバナンスには評議員会による役員等に対する監督機能が重要な役割を果たす。しかしながら、評議員会が業務を執行する役員等から独立していない評議員のみで構成されている場合、評議員会が役員等に対する実効性の高い監督を行うことは期待できない。そのため、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号、その後の改正を含む。以下「公益法人認定法」という。）を改正し、評議員会の役員等に対する監督機能の実効性を高めることを目的として、当該公益法人と利益相反が生じるおそれのない独立評議員の選任を義務付け

るべきである。他方、公益財団法人の規模次第では、独立評議員の選任自体が大きな負担となり得ることから、一定規模以上の公益財団法人に限って独立評議員の選任を義務付けるべきである。独立評議員の選任を義務付ける公益財団法人の範囲については、当該公益財団法人が営む公益目的事業の規模のほか、独立評議員の報酬等の負担能力なども考慮して基準を設定する必要がある。例えば、業務の執行に関与しない独立評議員が評議員会においてその役割・責務を実効的に果たすためには、会計監査人による監査報告等が存在することが望ましいことから、下記⑦において提言する会計監査人設置義務に係る基準と連動させることが考えられる（なお、下記⑦のとおり、会計監査人設置義務に係る基準について段階的な導入を行う場合は、独立評議員の設置義務に係る基準も同様に段階的な導入を行うことが考えられる。）。

- ② 評議員による役員等の責任追及の訴えを認め、評議員による監視体制を強化すること。
（提言の趣旨）

公益財団法人の役員等の義務違反に対する実効性の高い責任追及手段を確保することは、当該役員等による義務違反の発生の防止に寄与するものである。しかしながら、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含む。以下「一般法人法」という。）は、一般社団法人（公益社団法人を含む。）につき社員による役員等の責任追及の訴えの制度を定めている（一般法人法第278条第1項、第2項）にもかかわらず、一般財団法人（公益財団法人を含む。）につき同様の制度を定めていない。そのため、公益財団法人においては、役員等がその善管注意義務（一般法人法第172条第1項、民法第644条）に違反したとしても、事実上、その責任追及がなされ難い仕組みとなっている。このような役員等に対する責任追及機会の乏しさを解消し、公益財団法人における役員等による義務違反の発生を抑止するため、一般法人法又は公益法人認定法を改正し、評議員による役員等の責任追及の制度を導入するべきである。このような制度は、独立評議員の選任の義務付けとともに導入することにより、善管注意義務への違反があった場合には、独立評議員によってその責任追及がなされ得るという心理的抑止力が役員等において働くことによって、その実効性が担保されるものと考えられる。

- ③ 公益社団法人の社員及び公益財団法人の評議員については、一定数以上の人数（例えば、それぞれ6人以上といった基準が考えられる。）を必要とすること。

（提言の趣旨）

社員又は評議員が少人数の公益社団法人や公益財団法人において、例えば理事と社員が重複している場合や評議員の人数が極めて少ない場合等には、役員等の選解任権限を有し、役員等の業務執行を監督する役割を担っている社員総会又は評議員会が恣意的に運用され、役員等に対する牽制効果が十分に働かないことが懸念される。このような社員又は評議員が少人数であることに伴う弊害を防ぐために、公益法人認定法を改正し、公益認定基準として、一定数以上の社員又は評議員を必要とする定めを設け

るべきである。その基準としては、社会福祉法人における最低評議員数（6名）と同様に、6名とすることが考えられる。

- ④ 公益財団法人の評議員資格に関し、役員と同様に、「評議員のうちには、各役員・各評議員について、その配偶者又は三親等内の親族その他各役員・各評議員と特殊の関係のある者が含まれてはならない。」旨の要件を定めること。

（提言の趣旨）

役員を選解任権限を有し、役員業務執行を監督する役割を担っている評議員会において、役員や他の評議員の近親者等が多数となると、各評議員の判断の独立性が阻害され、ひいては評議員会が恣意的に運用されるおそれが生じることから、公益財団法人の評議員については、役員や社会福祉法人の評議員と同様に、親族等の選任に一定の制約を設けるべきである。なお、上記の基準は、既に内閣府公益認定等委員会が作成したガイドラインに基づき充足することが事実上求められている基準ではあるが、強制力を持たせる観点からは、公益法人認定法を改正し、公益認定基準として定めることが望ましい。

（役員職務等について）

- ⑤ 一定規模以上の公益法人に対し、それぞれ1名以上の独立理事及び独立監事（公益法人と利益相反が生ずるおそれがない外部役員であり、その基準については下記⑥のとおり。）の選任を義務付けること。独立役員を選任を義務付けられる公益法人の規模の基準については、公益法人の独立役員報酬等の負担能力や上場会社における会計監査人の設置と独立取締役の選任との関係性等を考慮し、下記⑦において提言する会計監査人の設置の義務付けの基準に上乘せ基準を付加した基準を設けることが考えられる。上乘せ基準については、例えば、東京証券取引所市場第二部の上場基準において連結純資産額10億円以上が要求されることを参考にすることが考えられる。

（提言の趣旨）

公益法人の理事会は、独立した客観的な立場から、業務執行理事に対する監督を行う役割・責務が期待されている。また、公益法人の監事は、独立した客観的な立場から、理事の職務の執行を監査する役割・責務を担う。そのため、理事会や監事による実効性の高い法人運営の監督・監査を確保すべく、公益法人認定法を改正し、公益法人に対し、当該公益法人と利益相反が生じるおそれのない独立役員を選任を義務付けるべきである。他方、公益法人の規模次第では、独立役員を選任自体が大きな負担となり得ることから、一定規模以上の公益法人に限って独立役員を選任を義務付けるべきである。独立役員を選任を義務付ける公益法人の範囲については、当該公益法人が営む公益目的事業の規模のほか、独立役員報酬等の負担能力なども考慮して基準を設定する必要があるところ、株式会社における会計監査人設置義務と独立取締役との関係性等も考慮すると、独立役員を選任を義務付ける法人規模に関する基準は、下記⑦に

において提言する会計監査人設置義務に係る基準よりも厳しい基準（会計監査人設置基準に上乘せ基準を付加した基準）とすることが考えられる。当該上乘せ基準については、東京証券取引所市場第一部又は市場第二部に上場している株式会社は、同証券取引所のコーポレートガバナンス・コード上、独立取締役の設置が推奨されているところ、市場第二部に係る上場基準の一つとして「連結純資産額 10 億円以上」が定められていることを一つの考慮要素とすることが考えられる。なお、下記⑦において提言する会計監査人設置義務に係る基準と同様、制度改正に対応する公益法人の負担等を考慮し、独立役員設置義務に係る基準を段階的に導入することも検討に値する。

- ⑥ 独立役員の外部性・独立性については、東京証券取引所が上場企業の独立役員に求める基準なども参考に、例えば、その就任の前 10 年間にわたって就任予定の公益法人の業務執行を行う役員又は従業員であったことがないことや、当該公益法人を主要な取引先とする者でないことなど、法人のガバナンスを実効的なものとする観点から十分な内容と明確性を伴った基準を設けること（基準案については別紙 2 参照）。

（提言の趣旨）

独立役員の選任を義務付けたとしても、その外部性・独立性の基準が十分かつ明確でなければ、独立役員の選任を義務付けた趣旨は没却されてしまう。そのため、公益法人認定法において定めるべき独立役員の外部性・独立性については、株式会社の独立役員に関する基準など既に存在する基準を参考に、十分な内容と明確性を伴った基準を設ける必要がある。

（監査体制の徹底について）

- ⑦ 会計監査人の設置を義務付ける基準を引き下げること。会計監査人の設置の義務付けの基準については、公益法人と同様に税制優遇を受けている社会福祉法人において、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人に会計監査人の設置を義務付けることが目指されていることを参考にすることが考えられる。そのほか、会計監査人の設置対象外の公益法人のうち一定規模以上の補助金等を受給している公益法人に対し、行政庁へ提出する計算書類について公認会計士等による会計監査を要求することによって、公益法人に対する外部監査の範囲を拡大すること。行政庁へ提出する計算書類について公認会計士等による会計監査を要求する基準については、学校法人において、私立学校振興助成法上、受給した補助金等の額が 1,000 万円以上の場合に当該会計監査が要求される仕組みとなっていることを参考にすることが考えられる。

（提言の趣旨）

現在、公益法人に関する会計監査人設置基準は、収益 1,000 億円以上、費用及び損失の合計額 1,000 億円以上又は負債 50 億円以上（公益法人認定法第 5 条第 12 号ただし書、公益法人認定法施行令第 6 条）というものであって、この基準を満たす公益法人は極めて限定されている。しかし、昨今、一部の公益法人において会計不正や補助金

の不正受給等の問題が生じているところ、このような不祥事を抑止する観点からは、会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲を拡大し、公益法人の経理に対する外部監査体制の整備を求めることが望ましい。その基準としては、公益法人と同様に税制優遇を受けている社会福祉法人において、収益 10 億円超又は負債 20 億円超の法人に会計監査人の設置を義務付けることが目指されている（ただし、現在は段階的な基準導入の途上であり、収益 30 億円超又は負債 60 億円超の法人に会計監査人の設置義務が課されている。）ことを一つの考慮要素とすることが考えられる。なお、制度改正に対応する公益法人の監査費用の負担能力や監査の受入れ態勢なども考慮し、社会福祉法人における会計監査人設置基準と同様に、基準を段階的に導入することも検討に値する。

他方で、常設の会計監査人を設置する義務がない場合であっても、ある会計年度において国又は地方公共団体等からの補助金等を一定額以上受給している場合には、公金の適切な使用を確保する観点からその会計処理の適切性を第三者が監査する必要性が高いため、当該会計年度に関する計算書類について公認会計士・監査法人による会計監査を要求することが考えられる。このような会計監査を要求する金額基準については、学校法人において、私立学校振興助成法上、受給した補助金等の額が 1,000 万円以上の場合には当該会計監査が要求される仕組みとなっていることを一つの考慮要素とすることが考えられる。

（公益法人のガバナンスの自律性と透明性の確保について）

- ⑧ 公益法人が作成・開示する事業報告等における法人のガバナンスに関する記載を拡充させることにより、その更なる透明化を図るとともに、情報開示プラットフォームとなるオンラインポータルサイトの利便性・検索性・網羅性を高めることで国民によるガバナンスを強化すること。また、事業報告等の開示のあり方についても、現在のような、国民による閲覧を認める仕組みから、閲覧の請求の有無にかかわらず、オンラインポータルサイトを通じて国民一般へと公表する仕組みに改めること。

（提言の趣旨）

公益法人の社員及び評議員は、法人運営に一定の利害関係を有するものの、株式会社における株主が当該株式会社に対する残余財産分配請求権等を有することと比較して、法人運営に対して有する利害関係は弱いというべきである。このように、公益法人は、その内部に法人運営に強い利害関係を有するステークホルダーを有しないため、公益法人の機関によるガバナンスのみならず、公益法人に対する寄附や公益目的事業の利用を通じて法人運営に利害関係を有する国民によるガバナンスの実効性を高める必要がある。そのため、公益法人の運営に対する国民の評価を十分ならしめるため、公益法人に関する情報開示を拡充し、法人運営の透明性を確保するべきである。現在、公益法人の事業報告等については、国民一般が閲覧請求できることとなっているが、

このような情報開示のあり方を更に進めて、上場会社における開示書類のように、公衆の縦覧に供する仕組みに改めることが望ましい。また、当該公衆縦覧に当たっては、内閣府が運営するオンラインポータルサイト（「公益法人 information」）を情報開示プラットフォームとして活用することで、初期投資を抑えつつ、効率的な情報開示を行うことが期待できる。

- ⑨ 上記のような法令に基づくルールベースのガバナンス改革に加えて、諸外国の実例を参考に、実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則（代表理事を含む業務執行を行う役員の適格性に関する考え方、役員の選任プロセスの透明化を確保する手段、役職員に対するコンプライアンス教育の実施や内部通報制度の整備、公益財団法人における評議員の選任プロセスのあり方などの内容を含む。）を取りまとめた、プリンシプルベースの行動準則（チャリティガバナンス・コード）の策定を推進すること（チャリティガバナンス・コードの内容として取り上げるべきと考えられる事項については別紙3参照）。チャリティガバナンス・コードは、可能な限り公益法人関係者や学識者、法曹実務家等が中心となって取りまとめ、民間における自主基準として策定されることが望ましいが、チャリティガバナンス・コードの維持・改訂・運営等の実務面を考慮し、内閣府公益認定等委員会等が適切かつ限定的な形でその策定に関与することも考えられる（内閣府公益認定等委員会等が関与する場合であっても、チャリティガバナンス・コードの取りまとめの主宰者及び事務責任者は、公益法人関係者や学識者、法曹実務家等が務めるものとし、内閣府公益認定等委員会等の関与は、会議へのオブザーバー参加や会議場所の提供、事務作業のサポート等の限定的なものとするのが望ましい。）。

（提言の趣旨）

上記のような法令に基づくルールベースのガバナンス改革は、公益法人として備えるべき最低基準のガバナンスに関するものである。一方、より望ましいガバナンスのあり方については、それぞれの公益法人において持続的な公益目的事業の遂行のための自律的な対応が図られることが望ましい。そのため、英国等の諸外国の実例を参考にしつつ、実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則をチャリティガバナンス・コードとして取りまとめ、公益法人がそれを自主的に遵守し、又はその遵守状況を公表することが望ましい。チャリティガバナンス・コードは、可能な限り公益法人関係者や学識者、法曹実務家等が中心となって取りまとめ、民間における自主基準として策定されることが望ましいが、チャリティガバナンス・コードの維持・改訂・運営等の実務面を考慮し、内閣府公益認定等委員会等が適切かつ限定的な形で策定に関与することも考えられる（内閣府公益認定等委員会等が関与する場合であっても、チャリティガバナンス・コードの取りまとめの主宰者及び事務責任者は、公益法人関係者や学識者、法曹実務家等が務めるものとし、内閣府公益認定等委員会等の関与は、会議へのオブザーバー参加や会議場所の提供、事務作業のサポート等の限定的なものとするのが望ましい。）。そのほか、行政庁は、上記⑧のオンラインポータルサイト

等を通じて、公益法人による当該公表をサポートしたり、公益法人のガバナンスの好事例を公表したりすることによって、当該ガバナンス・コードの浸透及び遵守促進をサポートすべきである。

(その他)

- ⑩ 公益法人の解散等に際する残余財産の帰属先等について、行政庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び公益法人の解散等に当たり要する費用等について公益法人に開示させる仕組みを設けること。

(提言の趣旨)

公益法人の解散時及び認定取消時には、その残余財産を他の公益法人等に引き渡さなければならぬところ、当該解散等の過程において役員に多額の退職金が支給された場合、実質的な利益分配となるおそれがある上、そのような行為によって、残余財産が毀損されたとしても、法人の解散後には役員の実質的な責任追及を行う主体が存在しなくなってしまうことから、現在の制度ではそのような行為に対する牽制が十分に働かないおそれがある。現在、公益法人の解散等の際には、残余財産の見込額や引渡先の公益法人等について、公益法人が行政庁に届け出る仕組みとなっているが、これを一歩進めて、残余財産の帰属先等について行政庁に対する申請及び承認を必要とする仕組みや、公益法人の解散等に当たって要する費用等を開示させる仕組みを設けることで、上記のような実質的な利益分配に繋がる行為を可及的に予防することが考えられる。

4. 学校法人制度に対する 8 の提言

(評議員・評議員会の職務等について)

- ① 学校法人における評議員会の位置付けを、法人運営に関する一定の事項について意見表明を行う諮問機関から、定款（※下記⑦の理由から「寄附行為」ではなく「定款」という。）の変更などの重要事項を決議する議決機関へと変更すること。そのほか、学校法人における評議員会及び評議員の権限や義務、評議員の選解任、評議員会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、上記 3. の提言内容を導入した後の公益財団法人における定めと同水準の内容になるように変更すること（具体的な変更点については別紙 4 参照）。

(提言の趣旨)

現在、学校法人の評議員会は諮問機関として位置付けられており、法人運営に関する一定の事項について意見表明をすることはあっても、その他の実質的な権限は有しておらず、役員等に対する監督機能を十分に果たせる組織にはなっていない。また、評議員会が実質的な権限を有していないために、学校法人においては、理事の業務執行を監査すべき監事を、評議員会ではなく理事長が選任することとなっており（評議員会は、当該選任について意見を述べるに留まる。）、監事の独立性が確保されているとは言い難い状況にある。このように、学校法人では評議員会が諮問機関と位置付けられているために、公益財団法人と比較して法人全体のガバナンスが脆弱な制度設計になっている。これに対し、公益財団法人は、上記 1. の公益法人制度改革により、評議員会の位置付けが諮問機関から議決機関に変更されたが、現在では、役員等の選解任権限等を通して、評議員会が役員等による法人運営を監督する役割を一定程度果たすに至っている。たしかに、学校法人には、私立学校法において法人運営に関する規律がなされている一方で、事業の中核である学校に関する規律が学校教育法においてなされていることから、教学組織との関係を踏まえた法人経営を考える必要があるという性質があるものの、このように、中核事業について法人運営に関する規律とは別の規律や法的規制が存在すること自体は、株式会社や公益法人を含めた他の法人でも同様にあり得ることであって、学校法人がこのような性質を有すること自体は、法人全体のガバナンスを脆弱なまま留めることを正当化する理由とはならない。むしろ教学組織も学校法人の一組織なのであるから、学校法人全体のガバナンスを確実なものとすることを通じて、法人執行部との適切な関係性や統制関係を構築することが望ましいといえる。そこで、公益財団法人と同様に、学校法人における評議員会の位置付けを議決機関へと変更した上で、役員を選解任権限や役員の報酬の決定権限等を付与すべきである（加えて、上記 3. ①、②及び④において提言した事項は、学校法人の評議員会においても同様に導入すべきである。）。また、これに伴って、評議員自体の選解任手続や責任等についても、公益財団法人の評議員と同様の定めを設けるべきで

ある。

なお、評議員の定数については、個々の評議員の権限と義務が拡大したことに伴って減少させ、社会福祉法人において定められている定数と同様に「理事の定数を超える数」とすることが考えられる。

(役員職務について)

- ② 代表理事等による職務執行を理事会及び監事が実効的に監督・監査できる仕組みを整備するため、理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任、理事会招集手続や議事録の作成義務その他の定めを、上記3.の提言内容を導入した後の公益財団法人における同様の定めと同水準の内容になるように変更すること(具体的な変更点については別紙4参照)。

(提言の趣旨)

学校法人においては、代表理事(下記⑦の理由から、「理事長」ではなく「代表理事」という。)や業務執行理事による職務執行を理事会が監督するという構図が明確になっておらず、代表理事や業務執行理事による職務執行状況の理事会への報告義務や、理事会による代表理事の選解任権限も定められていないため、理事会による代表理事や業務執行理事に対する監督機能が十分に発揮され難い仕組みとなっている。また、上記①のとおり、監事を理事長が選任することとなっていることから、監事の独立性が確保されているとは言いがたい状況にある。

そのため、公益財団法人同様に、理事及び理事会並びに監事の権限や義務、代表理事の選解任等の役員関連規定を整備し、理事会及び監事によって代表理事や業務執行理事による業務執行に対する十分な監督・監査がなされる体制を整備すべきである(加えて、上記3.⑤及び⑥において提言した事項は、学校法人の役員においても同様に導入すべきである。)

(監査体制の徹底について)

- ③ 公益財団法人と同様の会計監査人制度を定めた上(具体的な内容については別紙4参照)で、一定規模以上の学校法人に会計監査人の設置を義務付けること。会計監査人の設置の義務付けの基準については、学校法人が、その事業の性質上、公益法人や社会福祉法人と比べて事業の規模が大きくなる傾向があり、これらの法人と同等の設置基準とした場合には学校法人の監査費用の負担能力や監査の受入れ態勢に鑑みて現実的でない結果を招くおそれがあること、及び株式会社においては大会社(資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社)について会計監査人の設置義務が課されていることなども考慮した基準を設定することが考えられる。

(提言の趣旨)

現在、学校法人における会計監査人の制度は私立学校法に定められておらず、私立学

校振興助成法上、受給した補助金等の額が1,000万円以上の場合には行政庁が指定する事項についての会計監査が要求される仕組みとなっているに留まる。しかし、昨今、一部の学校法人において会計不正や補助金の不正受給、不正な報酬支出等の問題が生じているところ、このような不祥事を予防する観点からは、私立学校法を改正し、公益財団法人同様の会計監査人制度を定めた上で、一定規模以上の法人については会計監査人の設置を義務付けることが望ましい。その基準としては、学校法人が、その事業の性質上、公益法人や社会福祉法人と比べて事業の規模が大きくなる傾向があり、これらの法人と同等の設置基準とした場合には学校法人の監査費用の負担能力や監査の受入れ態勢に鑑みて現実的でない結果を招くおそれがあること、及び株式会社においては大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社）について会計監査人の設置義務が課されていることなども考慮した基準を設定することが考えられる。なお、制度改正に対応するため、学校法人において会計処理や内部統制の体制を整える必要があることなども考慮し、社会福祉法人における会計監査人設置基準と同様に、基準を段階的に導入することも検討に値する。

（学校法人のガバナンスの自律性と透明性の確保について）

- ④ 上記のような法令に基づくルールベースのガバナンス改革に加えて、実効的な公益法人のガバナンスの実現に資する主要な原則（役職員に対するコンプライアンス教育の実施や内部通報制度の整備、評議員選任プロセスのあり方などの内容を含む。）を取りまとめた、プリンシプルベースの行動準則（学校法人ガバナンス・コード）の策定を推進すること（学校法人ガバナンス・コードの内容として規定すべきと考えられる事項については別紙3参照）。学校法人ガバナンス・コードは、可能な限り学校法人関係者や学識者、法曹実務家等が中心となって取りまとめ、民間における自主基準として策定されることが望ましい。なお、学校法人ガバナンス・コードの策定は、本提言に基づき私立学校法の改正によりルールベースのガバナンス改革が実施されることが前提であり、私立学校法に定めるべきガバナンスの仕組みを学校法人ガバナンス・コードに定めることで代替することは厳に慎まなければならない。

（提言の趣旨）

上記のような法令に基づくルールベースのガバナンス改革は、学校法人として備えるべき最低基準のガバナンスに関するものである。一方、より望ましいガバナンスのあり方については、それぞれの学校法人において持続的な教育事業の遂行のための自律的な対応が図られる必要がある。そこで、実効的な学校法人のガバナンスの実現に資する主要な原則を学校法人ガバナンス・コードとして取りまとめ、学校法人がそれを自主的に遵守し、又はその遵守状況を公表することが望ましい。学校法人ガバナンス・コードは、可能な限り学校法人関係者や学識者、法曹実務家等が中心となって取りまとめ、民間における自主基準として策定されることが望ましい。

なお、学校法人ガバナンス・コードの策定は、本提言に基づき私立学校法の改正によりルールベースのガバナンス改革が実施されることが前提であり、私立学校法に定めるべきガバナンスの仕組みを学校法人ガバナンス・コードに定めることで代替することは厳に慎まなければならない。

(その他)

- ⑤ 公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の組織に関する訴えの制度を定めること（具体的な内容については別紙4参照）。

(提言の趣旨)

法令等に違反する形で評議員会決議や合併等がなされた場合にこれを争うことができる手段を用意することで、法令等に違反した形での法人運営を行い難くなることが期待できることから、他の法人類型においても定められているような組織に関する訴えの制度は、学校法人においても設けることが望ましい。

- ⑥ 役員の違法行為について、公益法人及び社会福祉法人のいずれにおいても定められているものと同内容の罰則を定めること（具体的な内容については別紙4参照）。

(提言の趣旨)

役員等による違法行為を、他の法人と同程度に厳しく処罰する規定を設けることで、これら違法行為に対する抑止力の向上が期待できることから、他の法人類型においても定められているような罰則規定は、学校法人においても設けることが望ましい。

- ⑦ 「理事長」・「寄付行為」という用語を、公益法人や社会福祉法人同様に、「代表理事」・「定款」へと改めること。

(提言の趣旨)

歴史的経緯から旧民法に基づく財団法人と同様の用語法が残っているものであり、現代において存続させる実益はなく、むしろ同一の法概念について法令間で異なる表現を用いることは理解や解釈の混乱を招くおそれもあることから、公益法人や社会福祉法人と同様のものへと用語を変更することが望ましい。

- ⑧ 学校法人の解散に際する残余財産の帰属先等について、所管庁に対する申請及び承認を必要とする仕組み及び学校法人の解散に当たり要する費用等について学校法人に開示させる仕組みを設ける。

(提言の趣旨)

学校法人の解散時には、その残余財産は、定款（上記⑦の理由から、「寄附行為」ではなく「定款」という。）に基づき学校法人その他教育の事業を行う者に帰属することになるところ、当該解散の過程において役員に多額の退職金が支給された場合、実質的な利益分配となるおそれがある上、そのような行為によって、残余財産が毀損されたとしても、法人の解散後には役員の実責任追及を行う主体が存在しなくなってしまうことから、現在の制度ではそのような行為に対する牽制が十分に働かないおそれが

ある。そのため、学校法人が解散した場合における残余財産の帰属先等について所管庁に対する申請及び承認を必要とする仕組みや、学校法人の解散等に当たり要する費用等を開示させる仕組みを設けることで、上記のような実質的利益分配に繋がる行為を可及的に予防することが考えられる。

各種法人制度間の実質的な課税状況の比較（概要）

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人	社会福祉法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人	NPO 法人 (※認定 NPO 法人を除く)	一般社団法人 一般財団法人 (※非営利型 法人を除く)	医療法人 (※社会医療 法人を除く)
法人税等 (※均等割課 税を除く)	× 主たる事業は 非課税、みな し寄附金制度 等あり	× 主たる事業は 非課税、みな し寄附金制度 等あり	× 主たる事業は 非課税、みな し寄附金制度 等あり	△ 収益事業より 生じた所得に 限り課税	△ 収益事業より 生じた所得に 限り課税	○ 課税	○ 課税
固定資産税	△ 大部分の社会 福祉事業用固 定資産等は非 課税	× 教育事業用 固定資産は非 課税	× 社会福祉事業 用 固定資産は非 課税	○ 原則課税	○ 原則課税	○ 原則課税	△ 大部分の社会 福祉事業用固 定資産は非課 税
寄附税制 (寄付者に対 する税制優遇 の有無)	有	有	有	無	無	無	無

※各法人に対する実質的な課税状況の概要について、理解の便宜のために細部を捨象し、極めて簡略な形で整理した資料であることに留意されたい。

役員の外部性・独立性の要件（案）

※会社法第 2 条第 15 号及び東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」

Ⅲ 5. (3) の 2 を参考に作成

- ① 当該法人又は当該法人の子法人（一般法人法施行規則第 3 条）その他当該法人と強い関係性を有する法人（当該法人の業務執行を行う役員が役員又は従業員を務める法人、当該法人の役員又は従業員が業務執行を行う役員を務める法人、役員の 3 分の 1 以上が当該法人と共通している法人及び当該法人が持分又は議決権の過半数を有する会社（当該法人が当該法人と強い関係性を有する法人を通じて間接的に持分又は議決権の過半数を有する会社を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行を行う役員又は従業員（以下「業務執行役員等」という。）でなく、かつ、その就任の前 10 年間当該法人又は当該法人と強い関係性を有する法人の業務執行役員等であったことがないこと。
- ② その就任の前 10 年内のいずれかの時において当該法人又は当該法人と強い関係性を有する法人の役員であったことがある者（業務執行役員役等であったことがあるものを除く。）にあっては、当該役員への就任の前 10 年間当該法人又は当該法人と強い関係性を有する法人の業務執行役員等であったことがないこと。
- ③ 当該法人と強い関係性を有する法人が強い関係性（上記①括弧書きと同様の関係性をいう。）を有する他の法人の業務執行役員等でないこと。
- ④ 当該法人を主要な取引先（顧客）とする者若しくはその業務執行者又は当該法人の主要な取引先（顧客）若しくはその業務執行者でないこと。
- ⑤ 当該法人から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
- ⑥ 過去 5 年間において、上記③から⑤までのいずれかに該当していた者でないこと。
- ⑦ 上記①～⑥に記載された者の配偶者又は三親等内の親族でないこと。

チャリティガバナンス・コード及び学校法人ガバナンス・コードの内容として規定すべきと考えられる事項

1. 法人運営全般に関する事項
 - ・法人としてのミッションステートメントの策定
 - ・職員の行動指針の策定
 - ・(学校法人ガバナンス・コードの場合) 法人経営と教学の関係性や連携のあり方に関する指針の策定
2. 社員・社員総会又は評議員・評議員会に関する事項
 - ・社員総会又は評議員会の開催頻度やこれら会議における議論活発化のための施策(社員又は評議員に対する資料提供や質問時間の確保等)の策定
 - ・評議員選任プロセスの透明性が確保される仕組み(例えば、外部者による選定委員会の設置等)の整備
 - ・(学校法人ガバナンス・コードの場合) 評議員の選任に関する同窓会組織等の関与にあり方に関する指針の策定
3. 理事・理事会・監事に関する事項
 - ・役員適任者の要件(例えば、法人の公益事業と利害関係を有さないこと等)の決定
 - ・役員の選任プロセスの透明性が確保される仕組み(例えば、外部者による選定委員会の設置等)の整備
 - ・(学校法人ガバナンス・コードの場合) 役員の選任に関する同窓会組織等の関与のあり方に関する指針の策定]
4. 補助金等の適正管理に関する事項
 - ・補助金等の適正管理のための仕組みの整備
5. その他ガバナンスの確保に関する事項
 - ・リスク管理体制及びコンプライアンス体制(役職員に対するコンプライアンス教育体制を含む。)の整備
 - ・内部通報制度の整備
 - ・懲戒手続の整備
 - ・利益相反管理及び関係団体管理体制の整備

公益法人及び学校法人のガバナンス及び情報開示に関する提言事項

黒字で記載した事項は現在の制度（ただし、学校法人に関する制度のうち、下線を付した事項は、今後、法改正による導入が予定されている事項）であり、赤字かつ二重下線で記載した事項が、今回の提言内容である（赤字かつ二重下線で記載した事項の導入に伴って変更すべき現在の制度には二重取消し線を付した。）。

1. ガバナンス

		公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
根拠法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		私立学校法（下線部は改正事項） ※教学面のガバナンス（教授会の位置付け等）は学校法人教育法により別途規定	社会福祉法
評議員会・社員総会	位置付け	・必置 ・議決機関	・必置 ・議決機関	・必置 ・ 議決 諮問機関	・必置 ・議決機関
	主な権限・審議／決議事項	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	【権限】 ・法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議可能 ・法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項につき、理事、理事会、その他の評議員会以外の機関が決定できるとする定款の定めは無効 【決議事項】 ・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任・解任 ・理事、監事の報酬の決定（定款に額が定められていないときに限る） ・計算書類の承認 ・事業の全部譲渡 ・合併の承認 ・役員 の損害賠償責任の免除	【権限】 ・ <u>法律に規定する事項及び定款</u> 寄附行為 で定めた事項に限り決議可能 ・ <u>法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項につき、理事、理事会、その他の評議員会以外の機関が決定できるとする定款の定めは無効</u> 【決議事項】 ・ <u>定款の変更</u> ・ <u>理事、監事、会計監査人の選任・解任</u> ・ <u>理事、監事の報酬の決定（定款に額が定められていないときに限る）</u> ・ <u>計算書類の承認</u> ・ <u>事業の全部譲渡</u> ・ <u>合併の承認</u> ・ <u>役員 の損害賠償責任の免除</u> 【審議事項】 (理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの) ・予算、借入金、重要な資産の処分 ・事業計画、中期的な計画 ・ <u>役員報酬基準</u> ・ 寄附行為の変更 ・ 合併 (理事長が評議員会への報告及び意見聴取を行うもの) ・ 決算及び事業実績	【権限】 ・法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議可能 ・法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項につき、理事、理事会、その他の評議員会以外の機関が決定できるとする定款の定めは無効 【決議事項】 ・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任・解任 ・理事、監事の報酬の決定（定款に額が定められていないときに限る） ・計算書類の承認 ・合併の承認 ・役員 の損害賠償責任の免除

	公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）	
評議員・社員	主な権限・義務	<ul style="list-style-type: none"> 経費の支払い義務 善管注意義務 社員総会の招集請求 社員提案権 理事・監事の解任の訴え 理事・監事・会計監査人等に対する責任追及の訴えの提起 	<ul style="list-style-type: none"> 善管注意義務 評議員会の招集請求 評議員提案権 理事・監事・評議員の解任の訴え <u>理事・監事・会計監査人等に対する責任追及の訴えの提起</u> 	規定なし <ul style="list-style-type: none"> <u>善管注意義務</u> <u>評議員会の招集請求</u> <u>評議員提案権</u> <u>理事・監事・評議員の解任の訴え</u> <u>理事・監事・会計監査人等に対する責任追及の訴えの提起</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 善管注意義務 評議員会の招集請求 評議員提案権 理事・監事・評議員の解任の訴え
	主な責任	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	規定なし <u>法人及び第三者に対する損害賠償責任</u>	法人及び第三者に対する損害賠償責任
	定数	<u>6人</u> 3人 以上	<u>6人</u> 3人 以上	理事の <u>定数</u> 二倍 を超える数	理事の定数（6人以上）を超える数
	選任・社員の資格の取得	【方法】 定款の定めによる 社員の資格の取得に関して、当該法人の目的に照らし不当に差別的な取扱いをする条件等を付してはならない 【外部者】 規定なし	【方法】 定款の定めによる ただし、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効 【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立評議員の設置義務</u>	【方法】 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で25歳以上の者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 その他寄附行為の定めるところにより選任された者 <u>定款の定めによる</u> <u>ただし、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効</u> 【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立評議員の設置義務</u>	【方法】 規定なし（定款の定めによる） ただし、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効 【外部者】 規定なし
	親族等の選任の制限	規定なし	規定なし <u>評議員のうちには、各役員・各評議員について、その配偶者又は三親等内の親族その他各役員・各評議員と特殊の関係のある者が含まれてはならない</u>	規定なし <u>評議員のうちには、各役員・各評議員について、その配偶者又は三親等内の親族その他各役員・各評議員と特殊の関係のある者が含まれてはならない</u>	評議員のうちには、各役員・各評議員について、その配偶者又は三親等内の親族その他各役員・各評議員と特殊の関係のある者が含まれてはならない
	解任・社員の資格の喪失	<ul style="list-style-type: none"> 総社員の同意 社員総会による決議 定款の定めによる 社員の資格の喪失に関して、当該法人の目的に照らし不当に差別的な取扱いをする条件等を付してはならない	定款の定めによる ただし、理事又は理事会が評議員を解任する旨の定款の定めは無効	規定なし <u>定款の定めによる</u> <u>ただし、理事又は理事会が評議員を解任する旨の定款の定めは無効</u>	規定なし ただし、理事又は理事会が評議員を解任する旨の定款の定めは無効
任期	原則、社員はいつでも退社することができる	原則、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで	規定なし <u>原則、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで</u>	原則、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	

		公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
評議員・社員	兼職禁止	規定なし	当該法人又はその子法人（※1）の理事、監事又は使用人との兼職禁止	<u>当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人</u> との兼職禁止	理事、監事、当該法人職員との兼職禁止
理事会		同右	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 代表理事の選定及び解職 ※重要な財産の処分・譲受け、多額の借財等について、その決定を理事に委任することができない	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行を監督 <u>代表理事の選定及び解職</u> <u>※重要な財産の処分・譲受け、多額の借財等について、その決定を理事に委任することができない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選定及び解職 ※重要な財産の処分・譲受け、多額の借財等について、その決定を理事に委任することができない
代表理事・理事長		同右	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	法人を代表し、その業務を総理 <ul style="list-style-type: none"> <u>法人の業務を執行</u> <u>法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
理事	主な職務・義務	同右	【職務】 <ul style="list-style-type: none"> 理事会を構成し、法人の業務上の意思決定に参画 理事会決議によって選定された理事は法人の業務を執行 【義務】 <ul style="list-style-type: none"> 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告（代表理事・業務執行理事） 	寄附行為の定めるところにより、法人を代表 理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 <ul style="list-style-type: none"> <u>理事会を構成し、法人の業務上の意思決定に参画</u> <u>理事会決議によって選定された理事は法人の業務を執行</u> 【義務】 <ul style="list-style-type: none"> 忠実義務 利益相反行為の制限 善管注意義務 <u>自己の職務の執行状況の理事会への報告（理事長・業務執行理事）</u> 	【職務】 <ul style="list-style-type: none"> 理事会を構成し、法人の業務上の意思決定に参画 理事会決議によって選定された理事は法人の業務を執行 【義務】 <ul style="list-style-type: none"> 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告（代表理事・業務執行理事）
	主な責任	同右	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任
	定数	同右	3人以上	5人以上	6人以上
	選任	【方法】 社員総会の決議によって選任	【方法】 評議員会の決議によって選任	【方法】 <u>評議員会の決議によって選任。ただし、以下の者が含まれていることが必要</u> <ul style="list-style-type: none"> 設置する私立学校の校長 評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 その他寄附行為の定めるところにより選任された者 	【方法】 評議員会の決議によって選任。ただし、以下の者が含まれていることが必要 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 当該法人が施設を設置している場合は当該

	公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）	
				施設の管理者	
理事	選任	【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立理事の設置義務</u>	【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立理事の設置義務</u>	【外部者】 規定なし	
	親族等の選任の制限	同右	各理事について、 ・当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（当該理事と特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数 ・他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないこと	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族 <u>その他各理事と特殊の関係がある者</u> が一人を超えて含まれてはならない	
	解任	【解任事由】 規定なし 【方法】 社員総会の決議によって解任	【解任事由】 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 【方法】 評議員会の決議によって解任	【解任事由】 審附行為において定める <u>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u> <u>・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき</u> 【方法】 審附行為において定める <u>評議員会の決議によって解任</u>	【解任事由】 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 【方法】 評議員会の決議によって解任
	任期	同右 （ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え）	原則、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	審附行為において定める <u>原則、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>	原則、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

		公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
監事	主な職務・権限・義務	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	【職務】 ・理事の職務の執行を監査 ・監査報告の作成 ・理事会の招集権 ・理事の法令違反行為等の差止め	【職務】 ・学校の業務を監査 ・法人の財産の状況を監査 ・ <u>理事の業務執行を監査</u> ・監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出 ・ <u>理事会又は評議員会の招集権・招集請求権</u> ・ <u>理事の法令違反行為等の差止め</u>	【職務】 ・理事の職務を執行を監査 ・監査報告書の作成 ・理事会の招集権 ・理事の法令違反行為等の差止め
	主な職務・権限・義務		【義務】 ・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・理事会及び評議員会への報告義務（理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき）	【義務】 ・善管注意義務 ・理事会に出席し意見を述べる（ <u>出席義務あり</u> ） ・ <u>理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法人の業務若しくは又は財産に関し不正行為若しくは又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、所管庁又は理事会及び評議員会に報告</u>	【義務】 ・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・理事会及び評議員会への報告義務（理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき）
	主な責任	同右	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任
	定数	同右	1人以上	2人以上	2人以上
	選任	【方法】 社員総会の決議によって選任 【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立監事の設置義務</u>	【方法】 評議員会の決議によって選任 【外部者】 規定なし <u>一定規模以上の法人について独立監事の設置義務</u>	【方法】 評議員会の同意を得て理事長が選任 <u>評議員会の決議によって選任</u> 【外部者】 1名以上は外部（現に当該学校法人の役員又は職員でない者）監事でない者 <u>一定規模以上の法人について独立役員の設置義務</u>	【方法】 評議員会の決議によって選任。ただし、以下の者が含まれていることが必要 ・社会福祉事業について識見を有する者 ・財務管理について識見を有する者 【外部者】 規定なし
	親族等の選任の制限	同右	各監事について、 ・当該監事及びその配偶者又は三親等内の親族（当該監事と特別の関係がある者を含む。）である監事の合計数 ・他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である監事の合計数が監事の総数の三分の一を超えないこと	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族 <u>その他各役員と特殊の関係がある者</u> が一人を超えて含まれてはならない	監事のうちには、各役員について、その配偶者の又は三親等内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない

		公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
監事	解任	【解任事由】 規定なし（いつでも解任可能） 【方法】 社員総会の決議による	【解任事由】 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 【方法】 評議員会の決議によって解任	【解任事由】 寄附行為において定める <u>・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u> <u>・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき</u> 【方法】 寄附行為において定める <u>評議員会の決議によって解任</u>	【解任事由】 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 【方法】 評議員会の決議によって解任
	任期	同右 （ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え）	原則、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	寄附行為において定める <u>原則、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>	原則、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
	兼職禁止	同右	当該法人又はその子法人の理事又は使用人との兼職禁止	<u>当該法人又はその子法人の</u> 理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止
会計監査人	機関としての設置要件	以下のいずれかの要件を満たす場合 ・損益計算書の収益の部に計上した額の合計が 1000 億円を超える ・損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が 1000 億円を超える ・貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円を超える <u>・公益目的事業費用一定額以上又は負債総額が一定額以上</u> 【機関としての会計監査人の設置義務はないが、計算書類について公認会計士等による会計監査を受ける義務が生じる場合】 <u>・年間の「国又は地方公共団体等からの補助金等」の金額が一定額以上</u>	以下のいずれかの要件を満たす場合 ・損益計算書の収益の部に計上した額の合計が 1000 億円を超える ・損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が 1000 億円を超える ・貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円を超える <u>・公益目的事業費用一定額以上又は負債総額が一定額以上</u> 【機関としての会計監査人の設置義務はないが、計算書類について公認会計士等による会計監査を受ける義務が生じる場合】 <u>・年間の「国又は地方公共団体等からの補助金等」の金額が一定額以上</u>	機関としての設置についての規定はない。 <u>・前年度の決算における収入の合計が一定額以上又は負債総額が一定額以上</u> ・なお、以下、私立学校振興助成法において規定 国又は都道府県から経営的経費の補助を受けている学校法人（補助金の額が寡少の場合（国の場合は 1,000 万円未満）は除く）は、財務計算に関する書類について、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。	以下のいずれかの要件を満たす場合 ・前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」に計上した額の合計額が 30 億円を超える ・法人単位貸借対照表中の負債の部に計上した額の合計額 60 億円を超える

		公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
会計監査人	主な権限・職務・義務	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	【職務】 ・ 計算書類等の監査を行い、会計監査報告を作成 ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求 【義務】 ・ 善管注意義務 ・ 理事の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、監事に報告 ・ 定時評議員会における意見の陳述	【職務】 ・ <u>計算書類等の監査を行い、会計監査報告を作成</u> ・ <u>会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求</u> 【義務】 ・ <u>善管注意義務</u> ・ <u>理事の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、監事に報告</u> ・ <u>定時評議員会における意見の陳述</u>	【職務】 ・ 計算書類等の監査を行い、会計監査報告を作成 ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求 【義務】 ・ 善管注意義務 ・ 理事の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、監事に報告 ・ 定時評議員会における意見の陳述
	主な責任	同右	法人及び第三者に対する損害賠償責任	規定なし <u>法人及び第三者に対する損害賠償責任</u>	法人及び第三者に対する損害賠償責任
	選任	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	【資格】 公認会計士又は監査法人 【方法】 評議員会の決議によって選任	規定なし 【資格】 <u>公認会計士又は監査法人</u> 【方法】 <u>評議員会の決議によって選任</u>	【資格】 公認会計士又は監査法人 【方法】 評議員会の決議によって選任
	欠格事由	同右	当該法人の子法人又はその役員から公認会計士・監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けているもの又はその配偶者	規定なし <u>当該法人の子法人又はその役員から公認会計士・監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けているもの又はその配偶者</u>	(子法人がないため、公益財団法人の記載に相当する制限の規定なし)
	解任	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え) ※社員総会の決議による場合は、解任事由について規定なし（いつでも解任可能）	【解任事由】 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等 【方法】 評議員会の決議によって解任 監事が解任	規定なし 【解任事由】 ・ <u>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</u> ・ <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等</u> 【方法】 <u>評議員会の決議によって解任</u> <u>監事が解任</u>	【解任事由】 ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等 【方法】 評議員会の決議によって解任 監事が解任
	任期	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで	規定なし <u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで</u>	選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで
役員報酬の定め	同右	・ 定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・ 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況等を考慮して、不当	規定なし ・ <u>定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。</u> ・ <u>民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給</u>	・ 定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・ 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況等を考慮して、不当	

	公益社団法人	公益財団法人	学校法人	社会福祉法人（参考）
		に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	<u>与、法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。</u>	に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。
組織に関する訴えの制度	同右 (ただし、評議員会とあるところは社員総会と読み替え)	<ul style="list-style-type: none"> ・設立・吸収合併・新設合併無効の訴え ・評議員会決議不存在又は無効確認の訴え ・評議員会決議取消しの訴え ・設立取消しの訴え ・解散の訴え 	規定なし <ul style="list-style-type: none"> ・<u>設立・吸収合併・新設合併無効の訴え</u> ・<u>評議員会決議不存在又は無効確認の訴え</u> ・<u>評議員会決議取消しの訴え</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立・吸収合併・新設合併無効の訴え ・評議員会決議不存在又は無効確認の訴え ・評議員会決議取消しの訴え
主な罰則	同右	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の特別背任罪 ・法人財産の処分に関する罪 ・基金の引受募集における虚偽文書行使等の罪 ・役員等の贈収賄罪 ・不正手段による公益認定取得等に関する罪 	公益法人・社会福祉法人について規定されているような罰則の規定なし <ul style="list-style-type: none"> ・<u>役員等の特別背任罪</u> ・<u>役員等の贈収賄罪</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等の特別背任罪 ・役員等の贈収賄罪
残余財産処理における行政庁の関与	残余財産の引渡の見込みを行政庁に届け出なければならない。 <u>残余財産の帰属先等について、行政庁に対する申請及び承認が必要</u>	残余財産の引渡の見込みを行政庁に届け出なければならない。 <u>残余財産の帰属先等について、行政庁に対する申請及び承認が必要</u>	規定なし <u>残余財産の帰属先等について、行政庁に対する申請及び承認が必要</u>	評議員会の決議等による解散の場合、所轄庁の認可が必要であり、当該認可申請において、残余財産の一覧及びその処分方法が審査される。

2. 情報開示

		公益社団法人・公益財団法人	学校法人（文部科学大臣所轄法人）※2	社会福祉法人※3（参考）
法人への閲覧請求	対象者	制限なし	制限なし	制限なし
	定款	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○ (インターネットによる公表義務)
	事業報告	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○
	貸借対照表	○ (インターネットによる公告義務) <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○ (インターネットによる公表義務)
	収支（損益）計算書	○ (大規模法人はインターネット等による公告義務) <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○ (インターネットによる公表義務)
	監査報告（及び会計監査報告）	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○
	財産目録	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○	○
	役員等名簿※4	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○ (インターネットによる公表義務)

	役員等報酬規程	○ <u>(ポータルサイトを通じた公表義務)</u>	○ (インターネットによる公表義務)	○ (インターネットによる公表義務)
行政庁に対する閲覧請求	仕組みの存否	⊖	×	×
	概要	【対象者】 制限なし 【対象書類】 法人から行政庁に提出のあった書類 (原則、法人への閲覧請求対象となっている上記の文書すべては対象)	—	—

<注記事項>

※1 子法人とは、公益財団法人がその経営を支配している法人として次に掲げるもの

- (1) 公益財団法人又はその子法人が社員総会その他の団体の財務及び事業の方針を決定する機関における議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の法人
- (2) 評議員の総数に対する、公益財団法人又はその子法人の役員、評議員、使用人等の数の割合が百分の五十を超える他の一般財団法人

※2 学校法人における、「法人への閲覧請求」欄に記載のある財務書類等の公表方法については、今後省令において策定

※3 社会福祉法人において、「法人への閲覧請求」欄における書類（インターネットによる公表義務の対象）として、上記のほか現況報告書（社会福祉法 45 条の 34 第 1 項第 4 号）がある。

※4 役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧に供する。